

第3次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和4年度実施計画

資料

基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

基本施策1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【「再掲」欄の表記について】
 「※」: 本掲であることを表す(再掲が他の箇所に掲載)
 「再掲」: 再掲であることを表す。

番号	区分	主な取組	再掲	取組の概要	実施内容(予定) (例: 開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	審議会委員選任の際の事前協議		審議会委員の女性委員の割合を40%以上となるよう、審議会委員の選任に当たり、男女共同参画課への事前協議を徹底する。	通年	市民局男女共同参画課
2	継続	男女共同参画啓発リーフレットの作成	※	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	作成部数: 12,000部	市民局男女共同参画課
3	新規	広島市農業委員会委員(農業委員)への女性登用に係る啓発		女性委員の割合が30%を超えるよう、農業委員の選任に当たり、現職の農業委員に女性登用への理解を深める研修を行う。	通年	経済観光局農政課
4	継続	市の女性職員のライン職への配置や職域の拡大		女性職員のライン職への配置や職域の拡大を図る。	通年	企画総務局人事課
5	継続	市の女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置		女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置を図る。	通年	企画総務局人事課
6	継続	先輩女性職員との交流の場づくり		女性職員に対し、先輩女性職員との交流の場を設定する。	ロールモデルとなる女性職員との交流会 開催回数: 4回、参加者数: 20人程度(R3年度実績)	企画総務局人事課
7	継続	市の女性職員の国、自治大学校等への派遣研修の実施		市の女性職員の国、自治大学校等への派遣研修を行う。	・自治大学校「第1部・2部特別課程41期」 2人 ・市町村アカデミー「管理職を目指すステップアップ講座」 1人 ・国際文化アカデミー「女性リーダーのためのマネジメント研修」 1人	企画総務局人事課 企画総務局研修センター
8	継続	ダイバーシティに関する職員研修の実施		性別による固定化された役割分担意識の改革のみならず、多様性の受容に向けて、基本研修(階層別研修)において、ダイバーシティに関する研修を行う。	・中堅職員研修 450人程度 ・新任課長補佐級職員研修 200人程度	企画総務局研修センター
9	継続	市の女性職員のキャリア形成支援に関する研修の実施		職員が自らの能力や適性について見つめ直し、将来のキャリアをデザインする研修を行い、職員の自律的なキャリア形成の支援及びキャリアに対する意識の向上を図る。 また、職員のキャリアデザインを支援するため、人事評価者を対象に、職員のキャリア開発の必要性や部下のキャリア開発支援についての理解を深める研修を行う。	・女性監督職向けブラッシュアップ講座(対象: 女性職員(在級4年以上の課長補佐級職員)) 20人程度 ・女性職員キャリア支援講座(対象: 中堅職員～係長級職員) 40人程度 ・キャリア形成支援講座(対象: 30歳になる事務職・技術職等) 200人程度 ・人事評価者向けキャリア開発支援講座(対象: 人事評価者) 150人程度	企画総務局研修センター
10	継続	学校における女性が働きやすい職場環境づくりに向けた子育て支援プラン説明会の実施		女性が働きやすい職場環境づくりのための子育て支援プラン説明会を実施する。	3月に育児休業復帰前講座開催予定 約65名参加予定	教育委員会教職員課

11	継続	市の女性教員の国等への派遣研修の実施		市の女性教員の国等への派遣研修を行う。	文部科学省教職員等中央研修派遣予定 教育センター教員長期研修派遣予定	教育委員会教職員課
----	----	--------------------	--	---------------------	---------------------------------------	-----------

基本施策2 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
2	継続	補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働き掛け		市が補助金を交付する団体に対し、積極的に女性登用を推進することについて直接的な啓発等による働き掛けを行う。	通年	市民局男女共同参画課
3	継続	男女共同参画推進センターにおける女性の活躍推進を図るための講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	時期・回数未定	市民局男女共同参画課
4	継続	広島市女性団体連絡会議補助		広島市女性団体連絡会議の取組を支援し、その活動が一層活性化するように、補助を行う。	補助団体数:1 構成団体・グループ数:11	市民局男女共同参画課

基本施策3 防災・復興における女性の参画の拡大

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	女性地域防災リーダーの養成		女性地域防災リーダーの養成を促進する。	地域防災リーダーを募集している防災士養成講座のホームページにおいて、女性の積極的な受講を呼びかけている。また、学区自主防災会連合会長に対し、女性の積極的な推薦を依頼している。	危機管理室災害予防課
2	継続	男女共同参画推進センターにおける男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	9月頃	市民局男女共同参画課
3	継続	男女共同参画の視点に立った避難所運営の支援		避難所を開設した際、女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を確保するため、必要な指導・支援に努める。	通年	危機管理室災害予防課 市民局男女共同参画課
4	継続	女性消防団員の育成・支援		各種研修や訓練への積極的な参加を促し、女性消防団員の育成・支援を行う。	全国女性消防団員活性化大会への派遣:1名 女性消防団員リーダー会議への出席:2名 女性消防団員研修:48名 女性消防団員活性化研修会:40名	消防局消防団室

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

基本施策1 働く場における男女共同参画の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	事業所等への情報提供サイトの運営	※	事業所における男女共同参画の取組を促進するため、先進事業所の取組事例や取組の参考となる情報をホームページを活用して提供する。	通年	市民局男女共同参画課
2	継続	働く女性・若者のための就労環境整備の推進	※	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、市内の中小企業を対象に、働きやすい職場づくりに関する研修会や無料相談、コンサルティング経費の補助等を行い、良質な職場環境づくりを推進する。	<研修会> ・実施回数:3回(①経営者向け、②行動計画未策定企業の人事総務担当者向け、③行動計画策定済み企業の人事総務管理職や担当者向け) ・参加企業数:①60社程度、②③30社程度 <無料相談会> ・実施回数:4回(①企業向け研修会と合わせたもの②企業からの申込みに応じるもの) <コンサルティング経費の補助> ・えるぼし又はユースエールの取得を目指す取組:1社 ・その他の取組:5社	市民局男女共同参画課 経済観光局雇用推進課
3	継続	指定管理者候補選定時の加点	※	指定管理者候補者の選定の際の加点(指定管理者制度)	※R4年度に公募で選定を行う施設はなし(予定)	企画総務局行政経営課
4	継続	物品・役務、公共工事における入札優遇制度	※	入札制度における加点(物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度)	<物品・委託業務> 対象となる入札の予定なし	財政局物品契約課 財政局工事契約課 都市整備局技術管理課
5	継続	男女共同参画推進事業者の顕彰	※	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。	応募事業者:10事業者(一般表彰9、特別表彰1)	市民局男女共同参画課
6	継続	事業所向け男女共同参画支援講座の開催	※	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	講師派遣:2事業者	市民局男女共同参画課
7	継続	広島市中小企業融資制度(男女共同参画・子育て支援資金)	※	次世代育成法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者や、男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。	通年	経済観光局産業立地推進課
8	継続	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課

基本施策2 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	指定管理者候補選定時の加点	再掲	指定管理者候補者の選定の際の加点(指定管理者制度)	(本掲に同じ)	企画総務局行政経営課
2	継続	物品・役務、公共工事における入札優遇制度	再掲	入札制度における加点(物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度)	(本掲に同じ)	財政局物品契約課 財政局工事契約課 都市整備局技術管理課
3	継続	男女共同参画推進事業者の顕彰	再掲	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
4	継続	事業所等への情報提供サイトの運営	再掲	事業所における男女共同参画の取組を促進するため、先進事業所の取組事例や取組の参考となる情報をホームページを活用して提供する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
5	継続	働く女性・若者のための就労環境整備の推進	再掲	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、市内の中小企業を対象に、働きやすい職場づくりに関する研修会や無料相談、コンサルティング経費の補助等を行い、良質な職場環境づくりを推進する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課 経済観光局雇用推進課
6	継続	広島市中小企業融資制度(男女共同参画・子育て支援資金)	再掲	次世代育成法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者や、男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。	(本掲に同じ)	経済観光局産業立地推進課
7	継続	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
8	継続	育児休業復帰前講座の実施		職員の育児休業から円滑な復帰及び復帰後の能力発揮に資するよう、育児休業から復帰する職員を対象とした復帰前講座(内容:先輩復帰者講話、直近の市政のトピックス、事務手続の変更等の講義)を実施する。	育児休業復帰前講座 開催回数:1回、参加対象者数:180人程度(R3年度実績)	企画総務局人事課
9	継続	テレワークの運用改善		テレワークの運用改善を行う。	通年	企画総務局人事課
10	継続	管理職によるワクワク職場宣言の実施		女性職員の活躍や全職員のワーク・ライフ・バランスを実現できる職場を目指し、管理職がその取組を宣言する「ワクワク職場宣言」を行う。	通年	企画総務局人事課
11	継続	ワーク・ライフ・バランスに資する取組を積極的に実施した所属・職員に対する顕彰の実施		ワーク・ライフ・バランスに資する取組を積極的に実施した所属・職員に対する顕彰を実施する。	通年	企画総務局人事課
12	継続	職員の子育て支援ハンドブックの作成・配布		職員の子育て支援ハンドブックを作成・配布する。	令和4年度改訂版の職員の子育て支援ハンドブックを作成し、全庁資料室に掲載して職員へ配布予定。	企画総務局給与課

13	継続	育児支援制度利用プランの作成・提出の徹底		育児支援制度利用プラン(各種休暇等の利用計画)の作成・提出を徹底する。	職員の子育て支援ハンドブックや、全所属長を対象とした良好な職場づくり研修、庁内LAN全庁掲示板などにより、育児支援制度利用プランの作成・提出を繰り返し周知する。 プラン未提出者に対しては、年度中途に各局等庶務担当課を通じて作成状況の確認を実施予定。	企画総務局給与課
14	継続	ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施		職員の意欲を高め能力を十分に発揮できる良好な職場環境づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する内容の研修を行う。	・中堅職員研修「キャリアデザイン」 450人程度 ・新任係長級職員研修「キャリアデザイン」 250人程度 ・女性職員キャリア支援講座(対象:中堅職員～係長級職員) 40人程度 ・育児休業復帰後講座 100人程度	企画総務局研修センター
15	継続	育児休業復帰後のキャリア形成支援に関する研修の実施		育児休業から復帰した職員を対象に、自立的なキャリア形成の支援及びキャリアに対する意識の向上を図るため、ライフステージに応じたキャリアを具体的にデザインする研修を行う。	育児休業復帰後講座 100人程度	企画総務局研修センター

基本施策3 男性にとっての男女共同参画の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	事業所向け男女共同参画支援講座の開催	再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
2	継続	男女共同参画推進センターにおける男性のためのなんでも相談の実施	※	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	通年	市民局男女共同参画課
3	継続	男性の地域活動・家庭生活等への参画支援事業		男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発用リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、子どもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。	作成部数:15,000部	市民局男女共同参画課
4	継続	家族介護教室の開催		高齢者を介護している家族等が、介護の方法や介護者の健康づくり等の知識と技術を得ることにより、身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、介護家族等のリフレッシュ事業を併せて行う。	家族介護教室88回 家族介護者交流会:8回	健康福祉局高齢福祉課
5	継続	パパとママの育児教室の開催		初妊婦とその配偶者を対象に、夫婦が協力して子育てを行うために、夫婦関係、父親・母親の役割や子育て全般についての教室を開催する。	開催回数:34回	こども未来局こども・家庭支援課

基本施策4 子育てや介護等の支援の充実

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	民間保育園整備補助		私立保育園の新設や増築、幼稚園の認定こども園化等の施設整備に対して補助を行う。	保育園の新設(公募):1施設、保育園の分園整備:2施設	こども未来局保育指導課
2	継続	延長保育		保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常(昼間)保育の後、1時間、2時間、又は4時間の保育を行う。	(公立)1時間延長:36施設 (私立)1時間延長:127施設、2時間延長:19施設、4時間延長:1施設	こども未来局保育企画課 こども未来局保育指導課

3	継続	ファミリー・サポート・センター事業		子育てでの援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)を会員登録し、会員同士による地域における子育ての相互援助活動を行うため、組織的に調整等を実施するファミリー・サポート・センターを設け、子育て支援を図る。	援助活動件数:8,249件 (平成30年～令和2年度実績の平均)	こども未来局こども・家庭支援課
4	継続	放課後児童クラブの運営		保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	282クラスで実施予定	教育委員会放課後対策課
5	継続	民間放課後児童クラブ運営費等補助		学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難な地区において、民間事業者に対する補助を行う。	77クラスで実施予定	教育委員会放課後対策課
6	継続	はじめての子育て応援事業		初妊婦及びその夫が安心して出産、育児を行うために、保育園等において妊娠時から継続的な支援を行い、初妊婦の育児不安を解消するとともに男性の育児参加の促進を図る。	(公立)70施設にて実施 (私立)98施設にて実施	こども未来局保育企画課 こども未来局保育指導課
7	継続	こども家庭相談コーナー運営(家庭児童相談事業)	※	家庭における児童養育や児童に係る家庭の人間関係に関することなど、家庭児童の福祉に関する相談指導を行うとともに、児童相談所からの指導委託ケースの助言指導、要保護児童の早期発見、児童相談所への通報等を行う。	各区地域支えあい課内に設置している。(全市で8か所)	こども未来局こども・家庭支援課
8	継続	地域包括支援センター運営事業	※	専門の職員(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等)が、介護予防の支援をはじめ、高齢者の保健・医療・福祉などに関する様々な相談に応じる。	通年	健康福祉局地域包括ケア推進課
9	継続	居宅介護(介護予防)サービス等の給付	※	要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。	通年	健康福祉局介護保険課

基本施策5 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援相談の実施	※	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	通年	市民局男女共同参画課
2	継続	男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援に関する講座の開催	※	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	年4回程度	市民局男女共同参画課
3	継続	子育てサポートサイト「ひろまる」の運営		広島市あんしん子育てサポートサイト「ひろまる」において、子育て等に関する様々な制度や相談窓口などに関する情報を掲載する。	通年	こども未来局こども・家庭支援課
4	継続	創業者向け研修会・セミナーの開催		研修会やセミナーを開催することにより、創業するために必要な知識や手続、経営に役立つ知識や支援制度の活用方法などの情報提供を行うとともに、創業予定者が経営手法等を習得できるよう支援し、その後の円滑な創業や事業運営につなげていく。	開催回数8回 参加予定人数:180人	経済観光局商業振興課
5	継続	創業チャレンジ・ベンチャー支援事業		広島市内で創業を考えている創業意欲のある方及び市内の中小企業者(創業後3年未満)を募集し、優秀な事業計画に対して、経営、資金の両面から総合的な支援を行う。また、それに先立ち、有望な事業構想を優秀な事業計画へと具体化するため、事業計画作成支援を実施する。	事業計画策定支援:14件 事業計画実行支援:12件	経済観光局商業振興課

6	継続	広島市中小企業融資制度(創業支援融資、創業チャレンジ・ベンチャー資金)		新たに事業を営もうとするもの及び新たに会社を設立して新たに事業を営もうとする中小企業者である会社に対して必要な事業資金を供給することにより、その創業を促進することを目的とする。	通年	経済観光局産業立地推進課
---	----	-------------------------------------	--	--	----	--------------

基本施策6 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	広島市農業経営改善支援センター事業(「家族経営協定」の普及・啓発)		家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めることを支援する。	年に一度家族経営協定調印式を開催	経済観光局農政課
2	継続	「まかせんさい」広島市女性農業士の活動支援		広島市が認定した女性農業士の活動支援を行う。	通年	経済観光局農政課
3	継続	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
4	継続	男女共同参画推進事業者の顕彰	再掲	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

基本施策1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	母子・父子自立支援員による相談	※	各区に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦を対象に、生活全般の相談に応じる。	通年	こども未来局こども・家庭支援課
2	継続	こども家庭相談コーナー運営(家庭児童相談事業)	再掲	家庭における児童養育や児童に係る家庭の人間関係に関することなど、家庭児童の福祉に関する相談指導を行うとともに、児童相談所からの指導委託ケースの助言指導、要保護児童の早期発見、児童相談所への通報等を行う。	(本掲に同じ)	こども未来局こども・家庭支援課
3	継続	ひとり親家庭等日常生活支援事業	※	ひとり親家庭になった直後等、日常生活を営むのに一時的に支障がある世帯に対し、家庭生活支援員が家事や保育を支援する。	通年	こども未来局こども・家庭支援課
4	継続	児童扶養手当の支給	※	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給する。	支給月額(児童1人の場合) 全部支給 43,070円 一部支給 43,060円から10,160円までの10円きざみ	こども未来局こども・家庭支援課
5	継続	母子家庭等就業支援事業	※	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就職に関する情報提供や求人開拓を行うほか、ひとり親家庭や寡婦が自立に必要な知識技能を習得する講習会やセミナーを開催する。	パソコン講座:2回、サービス接遇講座:1回、簿記講座:2回、介護職員講座:4回、就職準備セミナー:3回	こども未来局こども・家庭支援課
6	継続	就労支援窓口における就労支援		全区に就労支援窓口を設置し、生活保護受給者等の就労支援をハローワークとの一体的支援により実施している。	<就労支援窓口の開設> ・安芸区:木曜日の10:00~15:30 ・安芸区以外:月~金曜日の8:30~17:15 ※いずれも国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び8月6日を除く。	経済観光局雇用推進課
7	継続	生活困窮者自立相談支援事業		生活保護に至る前の段階で、様々な課題を抱える生活困窮者の相談に包括的に応じ、各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行う。	全区8か所に暮らしサポートセンターを設置	健康福祉局保護自立支援課
8	新規	就職水河期等支援事業における就労支援		紙屋町シャレオに就労相談窓口を設置し、就職水河期世代及び新型コロナウイルス感染症の影響により失業された方等の就労支援を実施している。	<就労支援窓口の開設> 月~金曜日の10:00~19:00 ※いずれも国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び8月13日から8月15日を除く。	経済観光局雇用推進課
9	継続	地域包括支援センター運営事業	再掲	専門の職員(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等)が、介護予防の支援をはじめ、高齢者の保健・医療・福祉などに関する様々な相談に応じる。	(本掲に同じ)	健康福祉局地域包括ケア推進課
10	継続	居宅介護(介護予防)サービス等の給付	再掲	要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。	(本掲に同じ)	健康福祉局介護保険課
11	継続	自立支援給付		障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、介護給付や訓練等給付などを行う。	事業者が各種のサービスを提供	健康福祉局障害自立支援課
12	継続	地域生活支援事業		障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行う。	事業者が各種のサービスを提供	健康福祉局障害自立支援課

13	継続	外国人市民向け生活情報提供事業		本市に転入する外国人向けに、日常生活に必要な行政サービスや生活関連情報をまとめた「外国人市民のための生活ガイドブック」を多言語（日本語併記：英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語）で作成し、各区市民課・出張所、出入国在留管理局などに配付する。	作成部数 2,380部	市民局国際化推進課
14	継続	外国人相談窓口の運営		日本語の理解が十分でない外国人市民等に対して、多言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語）で窓口や電話での相談、生活関連情報の提供、行政機関への同行通訳などを行う。	開設日数：242日 対応件数：1,452件（見込み）	市民局国際化推進課
15	継続	外国人市民の日本語能力向上支援事業		外国人市民が地域社会で生活していくうえで必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育コーディネーターの配置、日本語講座や日本語ボランティア養成講座等の開催を行う。	日本語教育コーディネーターの配置：通年 日本語講座の開催：15人×2期 日本語ボランティア養成講座：（初級）40名×1回、（中級）20名×1回、（上級）20名×1回	市民局国際化推進課
16	継続	人権啓発事業	※	広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業（人権啓発キャンペーン、スポーツ組織と連携した啓発活動等）を実施する。また、市民や企業等への意識啓発のため、パンフレットやポスターを作成・配布する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンフェスタ 【実施時期】12月4～10日（人権週間）の間の1日または2日 【実施場所】会場またはWEB上での実施（未定） 【啓発物品配布数】未定 ・マツダスタジアムでの啓発活動 カーブ公式戦において、カーブとコラボした啓発物品の配布や啓発パネルの展示、大型ビジョンを活用した啓発活動を実施。 【実施回数】年1回 【実施場所】マツダスタジアム内イベント広場 【啓発物品配布数（予定）】カーブ応援うちわ：2,000部、カーブコラボクリアホルダー：4,000部、コットンバック：1,000部 ・人権啓発リーダー養成講座 地域団体、市民活動団体、企業の研修担当者を対象にリーダー養成講座を開催することにより、それぞれの人権啓発活動を支援する。 【実施回数】年1回（市民向けと企業向けを隔年で実施） 【参加者数】会場定員40名 【実施方法】会場、オンライン ・人権啓発パンフレットの作成・配布 地域社会や企業にとって、身近な人権課題を分かりやすく取り上げた冊子を作成・配布する。 【発行頻度】年1回 【作成数（予定）】8,000部 【配布方法】市内公共施設、学校、企業等への配布 区民まつり、ヒューマンフェスタ等各種啓発イベントでの配布 ・人権啓発ポスターの作成・掲出等 高校生が人権啓発につながるメッセージを自ら考え、「書」にしたためたものをポスターにし、12月4日～10日の人権週間に合わせ市内各所へ掲出する。 【実施回数】年1回 【掲出場所】市内公共施設、紙屋町シャレオ、市内バス停（26面）、市内JR各駅（8駅）等 	市民局人権啓発課
17	継続	パートナーシップ宣誓制度		一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を提出し、広島市が受領証及び受領カードを交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受領証等の作成 宣誓書を受領したことを証する受領証（A4）と行政サービス等を利用する際に提示する受領カード（一般カードサイズ）を宣誓者へ交付する。 ・制度周知チラシの作成・配付 市民向けと企業向けを作成し、制度の周知や性的マイノリティへの理解促進を図る。市関連施設や広島市に本支店がある企業、当事者団体等へ広く配付するとともに、区民まつり等のイベントでも配付を行う。 	市民局人権啓発課

基本施策2 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	妊娠・出産包括支援事業		家族等から産後の家事・育児の十分な援助が得られない者で、支援を必要とする母子を対象に、助産師による訪問支援、医療機関等での宿泊等による育児指導、ヘルパー派遣による家事・育児支援を実施する。	利用回(日)数 産前・産後サポート事業 290回 産後ケア事業 521日 産後ヘルパー派遣事業 1,165回	こども未来局こども・家庭支援課
2	継続	不妊治療費助成		次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ一連の治療について、経過措置として助成金を支給する。	こども未来局こども・家庭支援課
3	継続	健康増進事業		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導及び助言を行うとともに、健康教室等を開催し、健康保持・増進を図る。	健康教育:年300回 健康相談:年192回	健康福祉局健康推進課
4	継続	がん検診の実施		わが国の死亡原因の第1位であるがんに対する認識を深め、がんの早期発見・早期治療の促進を図る。	受診率向上のためにがん検診受診券(チケット形式)の配付や5つのがん検診と特定健康診査の同時実施等を継続する。	健康福祉局健康推進課

基本施策3 性と生殖に関する健康と権利の浸透

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	男女共同参画推進センターにおける女性のためのなんでも相談の実施	※	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	通年	市民局男女共同参画課
2	継続	家庭訪問指導事業(家族計画指導)		産後間もない時期に、保健師、助産師が行う新生児等家庭訪問指導の際に、家族計画に関する情報提供や相談・助言等を行う。	訪問件数:6,063件	こども未来局こども・家庭支援課

基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本施策1 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	暴力被害相談センターの運営		暴力団等の介入や暴力が絡む債権の取立て、商品の販売など民事暴力に関する市民や企業からの相談に応じ、その解決方法を助言・指導するとともに、必要に応じて警察署等関係機関への連絡や法律相談の紹介等を行う。	月曜日～金曜日 8時30分～17時 (祝・休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。)	市民局市民安全推進課
2	継続	犯罪被害者等総合相談		犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関、団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う。	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝・休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。)	市民局市民安全推進課
3	継続	婦人相談事業		DVセンター、広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)などで、女性からの相談に応じる。	通年	市民局男女共同参画課
4	継続	「減らそう犯罪」推進事業		区民大会や公民館での防犯講習会の開催、防災情報メールによる不審者情報等の提供、市立中学校での犯罪被害等防止教室の実施、防犯活動団体への防犯資機材の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などの取組を行い、市民、事業者及び行政が連携・協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。	通年	市民局市民安全推進課
5	継続	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	※	期間中における建物のパープルライトアップを行う。チラシをセットにした啓発用品を女性団体と連携して街頭で配布する。	啓発用品(ポケットティッシュ):300個	市民局男女共同参画課
6	継続	地域安全活動事業補助		地域住民による防犯活動等を通じて、犯罪の起こりにくい安全なまちづくり活動の推進を図るため、各防犯組合連合会と十分な連携を図り、活動を支援するため、補助を行う。	補助金交付団体:8	市民局市民安全推進課

基本施策2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	DV防止啓発リーフレット等の作成		DVに対する認識の浸透、防止の徹底を図るとともに、DV相談窓口を周知するため、DV防止啓発リーフレット及びDV被害者支援携帯用カード等を作成・配付する。	作成部数:(リーフレット)16,000部、(携帯用カード)13,000部	市民局男女共同参画課
2	継続	デートDV防止対策		交際相手からの暴力(デートDV)に対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のパンフレットを作成し、市内の高校1年生、大学及び短期大学等に配付する。また、啓発用のパネルをイベント等において掲出する。	作成部数:20,000部 パネル展示箇所数:2箇所	市民局男女共同参画課
3	継続	DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施		WENET主催によるDV防止対策等に関するセミナーを年一回開催(WENET補助対象事業)	参加者数:100人	市民局男女共同参画課
4	継続	中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成		啓発用冊子を市内の全中学校の2年生に配付し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	作成部数:14,000部	市民局男女共同参画課

5	新規	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	※ 若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発ツールを作成し、本市のSNS(LINE、Twitter、Instagram、Facebook)に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。	・漫画:3頁×4話 ・テーマ:デートDV(4つの態様(身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力)に係る具体的事例等を紹介し、どういった行為がDVに当たるかを気付かせる内容) ・SNSから相談機関等の情報を掲載する本市ホームページへの誘導を図る。	市民局男女共同参画課
6	継続	DV防止啓発に係る広告掲載	DV防止についての啓発及び相談窓口の周知を目的として本通商店街においてアーケード幕を掲出し、男女問わず様々な年代の市民に向けた啓発を図る。	11月に3,600mm×5,000mm(両面)のカラー幕を2週間掲出。	市民局男女共同参画課
7	継続	配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害者の安全確保・保護、支援情報の提供、自立生活促進のための支援などを行う。	通年	市民局男女共同参画課
8	継続	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策関係機関連絡会議の開催	※ 広島市域のDV対策関係機関による情報交換、研究協議などを行うため、DV対策関係機関連絡会議を開催する。	開催回数:1回 構成機関:市関係課、広島県西部こども家庭センター、広島県警察本部、広島弁護士会、法務局、民間団体(シェルター、相談機関)	市民局男女共同参画課
9	継続	相談員研修会の実施	女性相談員に対し専門的知識を有するアドバイザーによる助言及びカウンセリングを行うことにより、様々な悩みを抱えるDV被害者に対するサポート技術の習得及び精神的負担の軽減を図り、もってDV被害者に対する支援の充実につなげる。	開催回数:1回 参加人数 4人	市民局男女共同参画課
10	継続	窓口業務に携わる職員等への研修会の実施	窓口職員等を対象とした二次被害防止等のための研修を実施する。	開催回数:1回 参加人数 60人	市民局男女共同参画課
11	継続	住民基本台帳の閲覧等の制限	閲覧申出において特別の請求がない場合は、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を抹消した閲覧リストを閲覧に供する。加害者等から支援対象者に係る住民票の写し、戸籍の附票の写し等の交付請求があったときは、不当な目的があるものとして請求を拒否する。また支援の必要がある関係各課への支援に関する情報提供を行う。	通年	企画総務局総務課 (R4～組織改正により 企画総務局区政課)
12	継続	民間シェルター支援	民間シェルターの運営の安定を図るため、運営費を助成する。	補助金交付団体:1	市民局男女共同参画課
13	継続	犯罪被害者等見舞金支給事業	犯罪被害者等への応急的な経済的支援として、見舞金を支給する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。	遺族見舞金 重傷病見舞金	市民局市民安全推進課
14	新規	犯罪被害者等日常生活等支援事業	犯罪被害により日常生活等に支障が生じている犯罪被害者等に対して日常生活等支援に要する費用を助成する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。	家事・介護費用助成 一時保育費用助成 転居費用助成	市民局市民安全推進課
15	継続	母子生活支援施設への入所措置	母子家庭の母と児童をともに施設に保護し、生活・住宅・教育・就職その他について援護する。	設置箇所数:4施設	こども未来局こども・家庭支援課
16	継続	身元保証人確保対策事業	身元保証人が得られないことにより、就職や進学を選択肢が狭められたりアパート等の賃借ができない等の状況にある、施設に入所中又は退所した子どもや女性等に対し、身元保証人を確保する。	通年	こども未来局こども・家庭支援課
17	継続	市営住宅入居に係る優遇措置の実施	市営住宅入居に係る優遇措置に加え、緊急の住宅確保要望に対応するため、市営住宅の一時使用許可を行う。	通年	都市整備局住宅政策課

18	継続	母子家庭等就業支援事業	再掲	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就職に関する情報提供や求人開拓を行うほか、ひとり親家庭や寡婦が自立に必要な知識技能を習得する講習会やセミナーを開催する。	(本掲に同じ)	こども未来局こども・家庭支援課
19	継続	児童扶養手当の支給	再掲	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給する。	(本掲に同じ)	こども未来局こども・家庭支援課
20	継続	母子・父子自立支援員による相談	再掲	各区に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦を対象に、生活全般の相談に応じる。	(本掲に同じ)	こども未来局こども・家庭支援課
21	継続	こども家庭相談コーナー運営(家庭児童相談事業)	再掲	家庭における児童養育や児童に係る家庭の人間関係に関することなど、家庭児童の福祉に関する相談指導を行うとともに、児童相談所からの指導委託ケースの助言指導、要保護児童の早期発見、児童相談所への通報等を行う。	(本掲に同じ)	こども未来局こども・家庭支援課
22	継続	ひとり親家庭等日常生活支援事業	再掲	ひとり親家庭になった直後等、日常生活を営むのに一時的に支障がある世帯に対し、家庭生活支援員が家事や保育を支援する。	(本掲に同じ)	こども未来局こども・家庭支援課
23	継続	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策関係機関連絡会議の開催	再掲	広島市域のDV対策関係機関による情報交換、研究協議などを行うため、DV対策関係機関連絡会議を開催する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
24	継続	要保護児童対策地域協議会の開催		要保護児童の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報や支援の内容等について、関係機関において情報交換や協議を行う。	年1回、代表者会議(34機関)の開催	こども未来局児童相談所

基本施策3 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	事業所向け男女共同参画支援講座の開催	再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
2	継続	事業所等への情報提供サイトの運営	再掲	事業所における男女共同参画の取組を促進するため、先進事業所の取組事例や取組の参考となる情報をホームページを活用して提供する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
3	継続	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する職員研修の実施		公務員倫理に関する研修において、セクハラ防止等の研修を行う。	・基本研修 全階層別職員研修で実施。 ・特別研修 公務員倫理指導者養成講座(所属長を対象) ・公務員倫理研修(全職員を対象(基本研修受講者を除く。))	企画総務局人事課 企画総務局研修センター
4	継続	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教職員研修の実施		中堅教諭等資質向上研修において、セクハラ防止等の研修を実施する。	実施回数:1回 受講者数:250名程度	教育委員会教育センター
5	継続	男女共同参画推進センターにおける女性のためのなんでも相談の実施	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課

基本施策4 女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	再掲	期間中における建物のパープルライトアップを行う。チラシをセットにした啓発用品を女性団体と連携して街頭で配布する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
2	継続	子どもの安全対策推進事業		地域における子どもの見守り活動の促進などに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校安全指導員(元警察官OB10人)による学校巡回指導等 3520回 ・市民や地域団体等による見守り活動 約10万人 	教育委員会健康教育課
3	継続	安全教育推進事業		学校において、日常生活で起こる事件・事故や様々な自然災害に関する安全教育の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全意識啓発マップづくり 141校 ・防犯教室指導者講習会(小学校教職員対象)8会場 ・不審者対応研修会(小・中・高等学校等教職員対象)5会場 ・防災研修(全幼稚園・学校管理職対象)1回 ・防災研修(全幼稚園・学校教職員対象)3回 	教育委員会健康教育課

基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

基本施策1 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	人権啓発事業	再掲	広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業(人権啓発キャンペーン、スポーツ組織と連携した啓発活動等)を実施する。また、市民や企業等への意識啓発のため、パンフレットやポスターを作成・配布する。	(本掲に同じ)	市民局人権啓発課
2	継続	幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実		広島市人権教育・啓発推進指針に基づき、いじめの未然防止等に関する教職員の理解を深める研修を実施するとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を踏まえた、人権尊重の視点に立つ幼稚園・学校づくりの取組を推進している。また、研究推進校等における実践的な研究成果を普及させることにより、幼稚園・学校における人権教育の充実を図っている。さらに、家庭科、道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについての学習を実施している。	通年	教育委員会指導第二課

基本施策2 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	男女共同参画推進センターの運営		男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する普及啓発、活動の場の提供等を行う。	通年	市民局男女共同参画課
2	継続	女性のためのなんでも相談の実施	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
3	継続	男性のためのなんでも相談の実施	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
4	継続	女性の就労支援相談の実施	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
7	継続	男女共同参画の基礎講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	通年	市民局男女共同参画課
8	継続	仕事と家庭の両立に関する講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	通年	市民局男女共同参画課
9	継続	女性の活躍推進を図るための講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	年5回程度	市民局男女共同参画課
10	継続	女性の就労支援に関する講座の開催	再掲	(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課

11	継続	女性の政治参画に関する講座の開催		(広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)において実施)	年2回程度	市民局男女共同参画課
12	継続	男女共同参画推進員の活動支援		男女共同参画に関する市民の学習の支援や、啓発活動の担い手として、推進員が行う活動を支援する。	通年	市民局男女共同参画課
14	継続	男女共同参画フォーラムの開催		男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する普及啓発、活動の場の提供等を行う。	10月頃	市民局男女共同参画課

基本施策3 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	男女共同参画啓発リーフレットの作成	再掲	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリット、マタニティハラスメントの防止に関する内容などを掲載したリーフレットを、母子手帳交付時に配付するほか、市内の病院、銀行、郵便局等に配布する。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
2	継続	男女共同参画週間における啓発活動		毎年6月の男女共同参画週間に合わせ、区役所等での啓発パネル展示や、広島駅南口地下の大型映像表示装置での啓発メッセージの配信など、一般に向けた啓発を行う。	パネル展:4区 メッセージ配信:2022年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ	市民局男女共同参画課
3	新規	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発ツールを作成し、本市のSNS(LINE、Twitter、Instagram、Facebook)に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課

基本施策4 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成		啓発用冊子を市内の全小学校の5年生、全中学校の2年生に配付し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	作成部数:小学生14,000部、中学生14,000部	市民局男女共同参画課
2	新規	SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業	再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発ツールを作成し、本市のSNS(LINE、Twitter、Instagram、Facebook)に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。	(本掲に同じ)	市民局男女共同参画課
3	継続	幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実	再掲	広島市人権教育・啓発推進指針に基づき、いじめの未然防止等に関する教職員の理解を深める研修を実施するとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を踏まえた、人権尊重の視点に立つ幼稚園・学校づくりの取組を推進している。また、研究推進校等における実践的な研究成果を普及させることにより、幼稚園・学校における人権教育の充実を図っている。さらに、家庭科、道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについての学習を実施している。	(本掲に同じ)	教育委員会指導第二課

4	継続	男女平等教育に関する指導計画の作成		広島市男女共同参画推進条例や学習指導要領を踏まえ、社会科や家庭科、道徳科、特別活動の時間など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導している。	通年	教育委員会指導第二課
5	継続	電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業		「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に定める基本方針に基づき、性・暴力表現などから青少年を隔離するフィルタリング利用促進のための保護者啓発及び電子メディアを安全に利用するための講習会(ケータイ出前講座)の開催など、家庭・学校・地域・事業者が連携した各種事業を行う。	保護者や地域住民、児童生徒等を対象とした電子メディアに関する講習会を70回開催見込	教育委員会育成課
6	継続	児童生徒の情報活用能力の育成		児童生徒の発達段階に応じて、必要な知識や技術等を身に付けるための授業を行うとともに、ICTを利活用する上で身に付けておくべき態度や考え方を育成するため、情報モラル教育にも取り組んでいる。	通年	教育委員会指導第二課
7	継続	性感染症予防事業		性感染症予防のため知識や感染予防策法の普及啓発を図る。	通年	健康福祉局健康推進課
8	継続	思春期保健教育		学校において、学習指導要領に基づき、体育科等の保健学習の時間を通じて、発達段階に応じた学習を実施している。	小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全213校において年間通して実施	教育委員会健康教育課

基本施策5 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

番号	区分	主な取組	再掲	事業・取組の概要	実施内容(予定) (例:開催回数、参加者数、設置箇所数など)	担当課
1	継続	ヒロシマ平和の灯のつどい		WENET主催。核兵器廃絶と世界恒久平和の願いを「平和の灯」に託し、原爆犠牲者のご冥福を祈る催しと合わせて被爆者の証言を聞く会を開催。毎年7月31日に実施。女性団体や一般市民のほか、平和記念公園への来訪者も参加。	参加予定人数:100人	市民局男女共同参画課
2	継続	国際女性デーひろしま		女性団体などからなる「国際女性デーひろしま実行委員会」が主催。毎年3月8日の「国際女性デー」に合わせ、平和・男女共同参画推進に向けた講演や展示などを行う。	参加予定人数:90人	市民局男女共同参画課